

安平町地域防災計画の修正に係る新旧対照表

令和2年度

区分	新	旧	備考																																
① 修正・追加 16～17 ページ	<p>第3章 災害情報通信計画</p> <p>第1節 気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達計画</p> <p>1 予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の種類及び発表基準</p> <p>(1) 注意報発表基準</p> <table border="1" data-bbox="353 432 1099 552"> <tr> <td>洪水</td> <td>流域雨量指数</td> <td>安平川流域=16.4、遠浅川流域=10.8、ニタッポロ川流域=6.5、支安平川流域=10.4</td> </tr> </table> <p>(2) 警報発表基準</p> <table border="1" data-bbox="353 600 1099 719"> <tr> <td>洪水</td> <td>流域雨量指数</td> <td>安平川流域=20.5、遠浅川流域=13.5、ニタッポロ川流域=8.2、支安平川流域=13</td> </tr> </table> <p>(3) 特別警報発表基準</p> <table border="1" data-bbox="353 767 1099 1398"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象特別警報</td> <td>大雨 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>暴風 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>暴風雪 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大雪 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 防災気象情報と相当する警戒レベル</p> <p>別紙1</p>	洪水	流域雨量指数	安平川流域=16.4、遠浅川流域=10.8、ニタッポロ川流域=6.5、支安平川流域=10.4	洪水	流域雨量指数	安平川流域=20.5、遠浅川流域=13.5、ニタッポロ川流域=8.2、支安平川流域=13	現象の種類	内 容	気象特別警報	大雨 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、 若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		暴風 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		暴風雪 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		大雪 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	<p>第3章 災害情報通信計画</p> <p>第1節 気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達計画</p> <p>1 予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の種類及び発表基準</p> <p>(2) 注意報発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1126 432 1895 480"> <tr> <td>洪水</td> <td>流域雨量指数</td> <td>安平川流域=9</td> </tr> </table> <p>(2) 警報発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1126 528 1895 576"> <tr> <td>洪水</td> <td>流域雨量指数</td> <td>安平川流域=17</td> </tr> </table> <p>(3) 特別警報発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1126 767 1895 1294"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>	洪水	流域雨量指数	安平川流域=9	洪水	流域雨量指数	安平川流域=17	現象の種類	内 容	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	<p>気象台による基準値の変更</p> <p>R2.8 運用</p> <p>警戒レベル相当情報を記載</p>
洪水	流域雨量指数	安平川流域=16.4、遠浅川流域=10.8、ニタッポロ川流域=6.5、支安平川流域=10.4																																	
洪水	流域雨量指数	安平川流域=20.5、遠浅川流域=13.5、ニタッポロ川流域=8.2、支安平川流域=13																																	
現象の種類	内 容																																		
気象特別警報	大雨 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、 若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合																																		
	暴風 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合																																		
	暴風雪 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																																		
	大雪 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																																		
洪水	流域雨量指数	安平川流域=9																																	
洪水	流域雨量指数	安平川流域=17																																	
現象の種類	内 容																																		
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合																																		
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合																																		
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																																		
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																																		

<p>②</p>	<p>修正 23 ページ</p>	<p>第4章 災害予防計画</p> <p>災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。町は災害危険区域を把握し、警戒避難体制の整備を行うとともに、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。災害対策を計画的に推進するため、必要な施設の整備及び訓練等の計画については、この計画の定めるところによる。</p> <p>また、関係機関と防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</p> <p>1 防災知識の普及、啓発</p> <p>災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。</p>	<p>第4章 災害予防計画</p> <p>町は災害危険区域を把握し、警戒避難体制の整備を行うとともに、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。災害対策を計画的に推進するため、必要な施設の整備及び訓練等の計画については、この計画の定めるところによる。</p> <p>1 防災知識の普及、啓発</p> <p>防災関係者及び一般住民に対し、次により防災知識の普及、啓発を図る。</p>	<p>道防災計画との 整合</p> <p>職員に対する防 災教育等を明確 化</p>
----------	----------------------	---	---	--

③	<p>修正 追加</p> <p>33・35 ページ</p>	<p>第4章 災害予防計画</p> <p>第5節 積雪・寒冷対策計画</p> <p>6 寒冷対策の推進</p> <p>(1) 被災者及び避難者対策</p> <p>町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。</p> <p>(2) 避難所対策</p> <p>町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ等)の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。</p> <p>なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの確保に努める。</p>	<p>第4章 災害予防計画</p> <p>第5節 雪害予防計画</p>	<p>道防災計画との整合</p> <p>寒冷地対策を追加</p>
④	<p>修正 追加</p> <p>42・43 ページ</p>	<p>第4章 災害予防計画</p> <p>第10節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画</p> <p>1 安全対策</p> <p>(1) 避難行動要支援者の実態把握</p> <p>エ 避難行動要支援者名簿の更新・管理</p> <p>避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、庁舎が被災した場合においても、名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等適切な管理に努める。</p>	<p>第4章 災害予防計画</p> <p>第10節 避難行動要支援者対策計画</p>	<p>道防災計画との整合</p> <p>名簿の更新・管理を明記</p>

<p>⑤</p> <p>追加 48・49 ページ</p>	<p>第4章 災害予防計画</p> <p>第13節 相互応援（受援）体制整備計画</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>町は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から災害予防責任者相互に協定を締結するなど連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、地域防災計画に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。</p> <p>2 相互応援（受援）体制の整備</p> <p>(1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。</p> <p>(2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を</p>	<p>第4章 災害予防計画</p>	<p>道防災計画との 整合</p>
--------------------------------------	--	--------------------------	-----------------------

	<p>追加 49～50 ページ</p>	<p>整えるものとする。</p> <p>(3) 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。</p> <p>第14節 避難体制整備計画 別紙2</p>		<p>道防災計画との 整合</p>
<p>⑥</p>	<p>追加 63～64 ページ</p>	<p>第5章 災害応急対策計画 第5節 避難救出計画</p> <p>(6) 避難所の開設等 避難勧告及び指示に基づく避難者の収容については、災害の状況等を判断し、あらかじめ定められている避難所のうち、最も安全にして速やかに収容可能な施設等を指定する。ただし、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>(7) 避難所の運営管理 エ 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や医療・保健関係者等と連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等を行うとともに、専門家等との定期的な情報交</p>	<p>第5章 災害応急対策計画 第5節 避難救出計画</p> <p>(5) 避難所の開設等 避難勧告及び指示に基づく避難者の収容については、災害の状況等を判断し、あらかじめ定められている避難所のうち、最も安全にして速やかに収容可能な施設等を指定する。ただし、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>(6) 避難所の運営管理 エ 避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境に注意を払うとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違いなど男女双方の視点等に配慮するものとする。また、個人情報の取り扱いについては十分注意することとする。</p> <p>オ 避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めるものとする。</p>	<p>道計画との整合</p> <p>福祉避難所の開設を明記</p>

換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

この際、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

オ 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

カ 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

キ 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

ク 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努める。

ケ 避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅

		の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅の あっせん等により、避難所の早期解消に努めるものとする。		
--	--	---	--	--

⑦	追加 114・115 ページ	<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>第28節 大規模停電災害対策計画</p> <p>1 災害予防</p> <p>(1) 町は、関係機関と相互に協力し、大規模停電災害による被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。</p> <p>(2) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。</p> <p>(3) 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。</p> <p>(4) 町民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 災害広報</p> <p>災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、地域住民等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、停電地域の住民に対し、停電及び停電に伴う災害の状況、関係機関の災害応急対策に関する情報、停電の復旧見通し、避難の必要性等地域に与える影響、その他必要な事項等を提供するものとする。</p> <p>(2) 応急活動体制</p> <p>町長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p>		道計画との整合
---	--------------------------	--	--	---------

		<p>(3) 避難所対策</p> <p>大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第5節「避難救出計画」の定めるところにより実施するものとする。</p>		
⑧	<p>修正</p> <p>157 ページ</p>	<p>第9章 災害復旧・被災者援護計画</p> <p>第2節被災者援護計画</p> <p>1 罹災証明の交付</p> <p>罹災証明書様式の変更</p> <p>別紙3</p>	<p>第9章 災害復旧・被災者援護計画</p> <p>第2節被災者援護計画</p> <p>1 罹災証明の交付</p>	<p>国による様式の統一</p>